選挙市民審議会第 2 期第 15 回会議

選挙管理実務の問題点と改善案（2）

2019 年 6 月 18 日（火）15:00～17:00
衆議院第 2 議員会館 B1 第 5 会議室
太田光征（とりプロ事務局）

1．有効票・無効票の曖昧な判断基準

現状：過去判例に基づいて判断。総務省が指導しての判断基準はない。地方財務協会「投・開票事務ノート」の過去判例に照らして各選管が判断。
改善案：統一的な判断基準を望む選管職員もいる。有効票・無効票の判断基準の明確化と共有。按分方法の改善（候補者 2 人の混記の場合は 2 人で按分）。抜本的には自書式投票の廃止の検討が必要（投票用紙への候補者名の印刷デバイスなど）。

2．選挙の効力に関する異議の申し出と再選挙の確定が重なった場合に再選挙の日程が長期にわたり決まらない問題

現状：2017 年の市川市での市長選および市議補選では全投票を再点検することになり、異議申し出人を呼び、大きな体育館を使用するなど、準備に時間がかかり、申し出に対する決定にはそれなりの時間はかかるというのが市川市選管の見解。
改善案：前回報告では異議の申し出に対する決定などの期限順守の義務化を提案したが、公正・透明な投開票事務の徹底が必要。

3．選挙実務の不正

（1）2017 日 10 月 22 日の衆院選で滋賀県甲賀市選挙管理委員会の幹部らが白票を水増し

不正に関与したのは当時の市選管事務局長の前総務部長ら 4 人。小選挙区の投票者数が開票数を上回ったため、未使用の白票を水増しして、投票日翌日に開函後の空き箱置き場で発見された投票箱（解錠されていた）中の未集計票を前総

務課長（総括指揮事務主任から処分を指示された第２庶務係事務主任）が自宅に持ち帰って焼却処分。4 人は不正の動機について「開票の遅延を防ごうと思った」と供述。

甲賀市選挙事務不適正処理再発防止委員会が平成 31 年(2019 年)２月３日、「選挙事務に係る不適正処理に関する検証及び再発防止策について（答申）」を発表した。

杜撰な開票事務の例：

ア）開票所に入場が認められる者であるかどうかのチェックがなかった

イ）開票状況の経過や実態を知るための記録がなかった

ウ）未使用の投票用紙を管理する者がおらず、開票所の従事者が持ち出せる状態だった

エ）誰がどの投票箱を担当するのかということが不明確だった

オ）４つの選挙と台風対応が重なったことを言い訳

２ 不適正処理の概要

（５） 不適切集計に至る経緯

ア 開票作業中、小選挙区の投票者数と開票数が数百票合わないことに気付いた総括指揮事務副主任は、各係のところに確認に回る等するとともに、いずれかの段階で、総括指揮事務主任に対し、票が足りない旨を報告している。これに対して、総括指揮事務主任は、不足している票を探すよう総括指揮事務副主任に指示した。

総括指揮事務副主任は、未開函の投票箱がないか探すよう２人（誰であったのかは特定できなかった。）に指示し、最終的に７人程度がレッスン室での探索作業にあたっている。しかし、探索を始めてからしばらく経ったところで、誰かから、探索を終えて良い旨言われ、皆、問題は解消されたと思い、探索をやめている。探索をやめるにあたり、誰から、どのような言葉をかけられたかは、皆の記憶が曖昧で、明らかとなっていない。

４ その他の検討課題

「甲賀市では、合併当時の投票区をほぼそのまま引き継ぎ、投票所を９５箇所、期日前投票所を５箇所設けており、有権者数が同規模の市と比べ、投票箱の数が非常に多いと認識している。

本件選挙では、４選挙等が同日選挙として執行されたため、投票箱の数が４００箱と非常に多くなってしまった事が、開票事務において重大なミスが生じた原因の一つとも考えられ、選挙事務の効率化・合理化と有権者の投票環

境の向上を念頭に、投票区の編成も検討課題の一つであると考える。」

「選挙事務改善の取り組みについて」（平成３１年２月５日、甲賀市選挙管理委員会）では、投票区編成の見直しを検討することになった。

（５）投票区編成の見直しの検討
・甲賀市は、合併当時の投票区をそのまま引き継いでおり、有権者数が同規模の市と比べて投票区数が多い。また投票区によっては、投票所とする施設の老朽化や十分な駐車場所がないなど、有権者の投票環境においても課題を抱えている。今後は選挙事務の効率化・合理化と有権者の投票環境の向上を念頭に、投票区の編成について検討する。

（2）改善案

ア）開票／投票保管作業の透明性・公正性の徹底的見直し義務の法制化と最優良事例の共有化。
イ）選挙実務不正に対する罰則の強化。第二百三十七条（詐偽投票及び投票偽造、増減罪）における五十万円以下の罰金を引き上げるなど。

4．選挙公報の配布の不平等性

点字広報の義務化などが第一期答申 81 ページでも提言されていることから、配布が困難であると認められる「特別の事情」（「逐条解説」では大都市など人口移動の激しい地域での職員による配布が困難なことが事例として挙げられている）を規定した公選法第百七十条 2 項を削除して、国政選挙における選挙公報の全戸配布を義務化すべきである。

5．障がい者など参政権の行使が困難な者への公的補助の拡大

第一期答申にもあるように、総務省が検討会を立ち上げたり、計画を策定したりして、前進も見られるが、そのスピードが遅い。
例えば、参議院選挙区選挙の政見放送には手話通訳も字幕もなく、いまだに障がい者団体が総務省に要望を続けなければならない状況にある。
超党派議連など、国会議員もこの問題に主体的に取り組むべきである。

6. 病院等における不在者投票での投票偽造（努力義務としての外部立会人制度）、

なりすまし投票

2011 年 4 月の静岡県清水町議会議員選挙で投票立会人が投票を偽造。現状、努力義務にとどまっている外部立会人制度が活用されていない。

一部自治体で実現している移動投票所、外部立会人同制度の義務化、公選法第二百三十七条（詐偽投票及び投票偽造、増減罪）における五十万円以下の罰金の引き上げなどで対応すべき。

なりすまし投票（詐偽投票）も実際に起きており、同罰金の引き上げが必要。入場整理券を持参しない場合は身分証明書の提示を義務化する。